第24回 鹿沼市建築審査会 議事録（会議要約書）

1. 開催日時　平成30年10月11日(木) 午前10時00分～11時15分

2. 開催場所　御殿山会館 3階 大会議室

3. 出席者

(1)委員	田島委員、星野委員、石川委員、藤岡委員、見目委員
(2)幹事	鹿嶋都市建設部長、袖山産業振興課長、黒川環境課長、 神家満建設監理課長、藤野都市計画課長、北林消防本部予防課長
(3)事務局	大橋課長、高橋係長、高久主査、原田主任主事
(4)傍聴人	0人
(5)取材記者	0人

4. 委員及び幹事の紹介

司会者が委員並びに幹事の紹介をした。

5. 会長及び会長職務代理者の互選

委員の互選により、会長に藤岡委員、会長職務代理者に田島委員を選出した。
藤岡会長から、挨拶を戴く。

6. 開会

司会者から、建築審査会条例第5条第2項に規定する委員が出席しており、審査会が成立している旨の報告がある。

7. 議事

(1)議事録署名委員の指名

署名委員として、会長のほか、田島委員が指名された。

(2)議案について

○第1号議案　建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可(包括同意)の報告について

事務局大橋課長が別紙のとおり議案を説明。

藤岡議長:それでは、ただいま説明がありました案件について、ご質問、ご意見をお願いい

たします。

田島委員：現況写真①を見ますと、右側に通路のようなものが見えるのですが、敷地の一部なのでしょうか。それとも道路でしょうか。

事務局（高久）：今回の敷地の部分になります。

藤岡議長：計画地は市街化区域で市街地の中心地となりますが、区画整理の区域に入っていますか。

事務局（高久）：入っていません。

藤岡議長：通路は、もともと既存の通路ですか。

事務局（高久）：もともと敷地内で通路として使っていたものになります。建築基準法の道路ではございません。

藤岡会長：ほかに質問はございませんか。

それでは、第1号議案につきまして、当審査会として了承します。

○第2号議案　「建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可に関する包括同意基準」の一部改正について

事務局大橋課長が別紙のとおり議案を説明。

藤岡議長：それでは、ただいま説明がありました案件について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

藤岡議長：具体的にどのような内容に変わったのか説明願います。

事務局（高久）：今回の建築基準法の一部改正に伴いまして、今まで43条ただし書きの許可の手続きの合理化がされまして、一戸建て住宅で200㎡以下の小規模なものについて、今まで許可で扱っていたものが別枠で認定として扱う改正がされました。分けることによって、43条の中でいままで第1項ただし書き許可が2項にずれまして、先程説明した認定が号で別れて、43条第2項第1号が認定と定められ、第2号で今までの許可制度が残りました。第1項ただし書き許可の条項ずれを直したものになります。

田島委員：戸建て住宅で200㎡以下の場合は許可でなく認定になるのですか。今までのものはどうで、これからはどうなるのでしょうか。

事務局（高久）：小規模な建築物として国土交通省が定めるものとして9月25日に規則で定められました。この建物は認定となるので、今までの許可では建築審査会の同意が必

要でしたが、特定行政庁で判断して認定して、今まであった水路跨ぎ等の接道の適用除外について認める手続きが新しく定められました。
戸建て住宅で200㎡を超えるもの、戸建て住宅以外のものについては、今まで同様、建築審査会の同意が必要な許可制度となります。

田島委員：今日報告のあったものは、これからは認定となるのでしょうか。
事務局（高久）：第1号議案については、戸建て住宅で200㎡を切りますので、9月25日以降については認定となります。

田島委員：審査会の報告案件には。
事務局（高久）：審査会の報告案件になりません。

藤岡議長：包括同意にもならない？
事務局（高久）：許可にならないので、包括同意や許可基準にかかりません。審査会へ報告や同意を求めることがありません。

田島委員：包括同意案件がほとんど無くなるのですか。
事務局（高久）：調べてみましたが、平成14年から建築審査会に付議又は報告させていただいた案件について74件ございまして、その中で認定に切り替わる案件が43件になるので、割合で約6割が許可から認定になります。

藤岡議長：今日から適用ですか。
事務局（高久）：建築基準法の法律は9月25日に施行されているので、認定は9月25日からスタートしていますが、包括同意基準の条項ずれの改正について本日付けで審議いただいております。

藤岡会長：ほかに質問はございませんか。
それでは、第2号議案につきまして、当審査会として了承します。

以上をもちまして、本日の付議された議案の審査を終了いたします。これをもちまして議事を終了します。ご協力ありがとうございました。

8. その他
(1)藤岡会長より、第64回全国建築審査会長会議出席の報告
(2)事務局より、平成29年度鹿沼市建築行政の報告
(3)事務局より、建築基準法の一部を改正する法律の報告
(4)事務局より、新庁舎整備基本設計方針について報告

(5)事務局より、次回開催期日について事案の発生に応じて随時開催予定と説明。

9. 閉会

平成 30 年 10 月 16 日

署名委員 藤岡義三

署名委員 田島三夫

第２４回建築審査会　課長説明文

○議案第１号

議案第１号　建築基準法第 43 条第１項ただし書きの規定に基づく許可（包括同意）の報告についてご説明いたします。

昨年、平成２９年５月１０日に開催をいたしました第２３回鹿沼市建築審査会以降、１件の「建築基準法第４３条第１項ただし書の規定に基づく許可」の包括同意の案件がありました。

第２４回鹿沼市建築審査会　議案書の２ページをお開きください。

今回、議案として報告いたしますのは、記載の通りの１件であります。では、ご説明いたします。

小太刀隆氏から許可申請があったもので、住宅の建築が目的であります。

３ページの位置図をご覧ください。

申請地は、石橋町地内で、国道２９３号線の石橋町交差点の南西に位置しております。

拡大したものが、次の４ページです。図面中央付近の赤線で囲まれた部分が今回の申請地であります。

都市計画区分では、市街化区域で商業地域にあたります。

続いて５ページの配置図をご覧ください。

敷地は、建築基準法上の道路である、法第４２条第２項に該当する　市道５２５３号線に、水路を挟んで接しており同法第４３条ただし書きの許可が必要となります。

水路の幅は約１．８ｍで、水路に乗入れを設置し、そこを利用して出入りする形態となります。

写真撮影方向をご確認のうえ、次の６ページの現地写真をご覧ください。

水路及び乗入れの現況写真であります。

当該計画については、関係機関である消防本部予防課及び建設監理課との協議において支障がありませんでした。

建築審査会関係規定集」と書かれたこの青色のファイルをお出しください。

中央部に「法４３条」と書かれた黄色のインデックスがありますので、そこをめくって頂きますと、下側にページが打ってあります。

２－２－１２ページをお開きください。

このページ以降に「建築基準法第４３条第１項ただし書許可に関する包括同意基準」が記載されております。

２－２－１４ページをお開きください。

「基準第２」の「１」に「敷地と道路の間の水路、河川、里道又は青地（以下水路等という）があるもので、当該敷地と道路の間が有効に接続されており、次の各号に掲げる基準に適合すること。」とあり、各号に適合すると共に、次の２－２－１５ページにある、上側の図と同様であるため、「基準第２」に該当するものとして、平成２９年９月１１日に許可をいたしました。

以上で説明を終わります。

○議案第２号

議案第２号　建築基準法第 43 条第１項ただし書きの規定に基づく許可に関する包括同意基準の一部改正についてご説明いたします。

平成１４年８月１日に開催された第２回鹿沼市建築審査会において了承いただいた「建築基準法第 43 条第１項ただし書きの規定に基づく許可に関する包括同意基準」の一部改正を行うものです。

第２４回鹿沼市建築審査会　議案書の８ページをお開きください。

平成３０年６月２７日公布、９月２５日一部施行の「建築基準法の一部を改正する法律」のう

ち、建築基準法第４３条の一部改正に伴い、同法第１項ただし書許可の条項が同法第２項第二号に改正されることから、包括同意基準の条項ずれを修正する改正を行うものです。

なお、同法第２項第一号に、幅員４メートル以上の道に２メートル以上接する建築物のうち、用途が戸建て住宅で延べ面積が２００平方メートル以下の建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が無いもの等について、許可から認定への変更に伴う条項が追加されました。

９ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、「第４３条ただし書」の部分を「第４３条第２項第二号」に改正するものです。

別紙の包括同意基準（案）をご覧ください。

「第４３条ただし書」の部分を「第４３条第２項第二号」に改めたもので作成した包括同意基準（案）です。

改正後の包括同意基準の適用日は、本審査会の了承をもって本日とさせていただければと思います。

以上で説明を終わります。